



さくら

# 京洛会計だより

発行人

税理士 大塚 俊宏  
 税理士 杉本 高男  
 税理士 林 剛史

事務所 〒604-8106  
 京都市中京区御池通塚町東南角  
 吉岡御池ビル902号  
 TEL (075) 213-1944(代)  
 FAX (075) 213-1946

4月 (卯月) APRIL  
 29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

## ワンポイント サラ金並みの？延滞税

国税の延滞税の税率は、法定納期限の翌日から①2か月を経過する日までは「年7.3%」と「前年の11月30日の日銀が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合、②2か月経過後は年14.6%の2段階になっています。利息制限法の上限金利は、貸付額に応じて15~20%ですのでサラ金並みの高金利と言えます。

## 4月の税務と労務

- 国税/3月分源泉所得税の納付 4月12日
- 国税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日
- 国税/8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 4月30日
- 地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 4月中において市町村の条例で定める日
- 地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日~4月20日  
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税/軽自動車税の納付 4月中において市町村の条例で定める日
- 労務/労働者死傷病報告(1月~3月分) 4月30日

## 社内提案制度の報奨金の支給に関する課税関係

**Q** 社員から事務の合理化や経費の節約についてアイデアを募集し、効果のあったものに対して、報奨金を支給する社内提案制度を考えています。この社内提案制度については、通常の職務の範囲外で全社員を対象とし、報奨金を一時に支給することとします。この場合、給与所得として課税し源泉徴収する必要はありますか？

**A** 社内で業務上有益な提案などをした社員に対し、社内報奨金を交付する規定がある企業も多いと思います。社内提案制度等において、事務や作業の合理化、製品の品質の改善や経費の節約など(特許や実用新案登録などを受けるには到らないものに限る)に寄与する工夫、考

案等をした社員に対して報奨金等の金品が支給される場合には、次のように取り扱われます。

- (1) その工夫、考案等がその人の通常の職務の範囲内である場合には給与所得
  - (2) 通常の職務の範囲外である場合で、一時に支給されるものは一時所得
  - (3) 通常の職務の範囲外である場合で、その工夫、考案等の実施後の成績等に応じ継続的に支給されるものは雑所得
- ご質問の内容から判断すると、上記の(2)に該当しますので、給与所得としての課税はされません。なお、「通常の職務の範囲内」とは、事務の合理化などに寄与する工夫、考案などを通常の職務としている人が行う場合をいいます。したがって、提案制度が、ある一定の部署に限定されたり、提案が義務付けられ、これに関する作業などが勤務時間内でも認められるものであれば、「通常の職務の範囲内」に該当するおそれがありますので留意が必要です。

## 固定資産税の損金算入時期

固定資産税のような賦課課税方式による租税公課の損金算入時期は、次のいずれかを選択することができます。

- 1) 実際に納付した事業年度
- 2) 納期の開始日の事業年度
- 3) 賦課決定のあった事業年度

このうち、3)の方法をとれば、賦課決定があった事業年度に、その事業年度の固定資産税の全額を、未払計上により損金算入することができます。例えば、4月に納税通知書(賦課決定通知書)が到着し、4、7、12月と、翌年2月に分割して納付する場合を考えてみます。この場合、9月末日決算法人であれば、第3期(納付期限12月末日)及び第4期(納付期限翌年2月末日)の固定資産税が未納のときに、それを損金経理により未払金に計上することで、その事業年度の損金の額への算入ができます。

## 会社設立時の消費税

会社設立時の消費税の納税義務があるか否かについては、通常、基準期間(前々事業年度)の課税売上高が一千万円を超えるかどうかで判定します。設立一期目の会社については、基準期間が存在しないため、消費税は課税されないことになります。ただし、消費税法では「新設法人」の特例があり、「新設法人」に該当する場合は、二期目の会社でも、消費税の納税義務があります。新設法人とは「その事業年度の基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が一千万円以上である法人」をいいます。したがって、資本金一千万円以上で設立した会社については留意が必要です。